

監 - 1762
平成6年3月30日

公営企業管理者
教 育 長
警察本部長 あて
各 部 局 長
土木部各課所長

土 木 部 長

建設工事等競争入札事務の取扱いの運用について（通知）

建設工事等競争入札事務の取扱いの運用を次のとおり定めたので通知します。

第2関係

第2項に規定する入札の執行の委任については、原則として、農林水産部及び建設部における知事契約について、当該事業の監督業務を行う公所の長に対して行うものとする。

第3及び第4関係

- 1 一般競争入札及び条件付き一般競争入札に係る公告等の手続の詳細については、秋田県一般競争入札実施要綱（平成7年3月30日付け監-1726）、秋田県条件付き一般競争入札実施要綱（平成19年3月29日付け建管-2422）及び秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札実施要綱（平成20年3月17日付け建管-2460）に定めるところによるものとする。
- 2 隨意契約に係る業者についても、可能な限り第4第1項に規定する名簿に登載されている業者の中から選定するものとする。
- 3 第4第2項第7号の「その他」としては、入札心得を熟知の上、入札に参加するようにという趣旨のことを記載するほか、最低制限価格制度又は低入札価格調査制度の適用の有無、見積内訳明細書の提示の要否等についても記載すること。

第4の2関係

第4の2第1項第2号に掲げる建設工事の予定価格の事前公表は、入札・契約手続の透明性の向上を図る観点から、請負対応額が5,000万円未満の建設工事のうち事前公表することにより以後の発注に支障が生ずるおそれのあるものを除くすべての工事について試行するものとする。

第4の3関係

第1項ただし書に規定する適正な競争性が確保できない場合は、秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱（平成5年3月30日監-1973）第8条第2項に定める業者数を満たさない場合（条件付き一般競争入札による場合を除く。）とする。

第7関係

- 1 第2項に規定する見積期間については、建設業法第20条及び秋田県財務規則第158条の2の規定が根拠となっており、一般競争入札及び条件付き一般競争入札における見積期間

の下限は、秋田県財務規則第158条の2の規定により5日間となる。

- 2 第2項ただし書きの規定による見積期間の短縮は、天災その他の不測の事態が発生し若しくは発生するおそれがある場合、入札不調による再度入札若しくは年度末における入札を執行する場合であって施工等に必要な期間を確保することが困難な場合等に限って行うことができるものとする。この場合において、契約担当者は、建設工事において見積期間の短縮を行うときは、法令上、入札時の見積内訳明細書の提出が義務づけられていることに鑑み、適正な見積内訳明細書の作成等に必要な期間の確保に努めなければならない。

第8関係

入札への参加者は、原則として、入札参加資格者若しくは被指名者本人、代理人又は関係者とすることとし、入札参加者名簿等により確認すること。

第12関係

- 1 指名競争入札において、入札執行前に入札辞退者がいる場合
- ア 指名業者全員が辞退した場合は、入札を取り止め、指名替えを行うものとする。
 - イ 入札者が1人になり、競争性が確保できない場合には、入札を延期し、追加指名を行うものとする。
 - ウ 入札者が2人以上で、競争性が確保できる場合には、原則として、追加指名は行わず、入札を執行するものとする。
- 2 予定価格の事前公表を行わない指名競争入札において、初度の入札後再度の入札執行前に入札辞退者がいる場合
- ア 入札参加者全員が辞退した場合及び入札者が1人になり、競争性が確保できない場合には、入札を打ち切り、指名替えを行うものとする。この場合、予定価格を変えないとときは、最後まで残った入札者については、公平性の観点から再度の指名を行わないこととする。
 - イ 入札者が2人以上で、競争性が確保できる場合には、入札を執行するものとする。
- 3 1及び2の取扱いについては、十分に留意し、適正な運用に努めるものとする。
- なお、入札辞退が頻繁に行われた場合には、その背景を調査し、関係各課と協議の上、対応策を講じるものとする。
- 4 所定の入札時間に入札を行わなかった者は、入札を放棄したものとし、辞退者と区別して取り扱うものとする。

第13関係

入札の取止め等の事由が生じたときは、速やかに、別紙様式により入札参加者へ通知するとともに、契約担当者へ報告すること。

第18関係

入札者名及び入札金額の読み上げについては、各回とも最低額の入札者名及びその入札金額のみについて行うものとする。この場合、最低制限価格を設けているときは、最低制限価格を下回らないことを確認した上で行うものとする。

第26関係

- 1 製造の入札結果は、入札執行課所だけでなく、建設部建設政策課においても公表することとしているので、入札執行者は、契約を締結したときに遅滞なく入札調を同課に送付するも

のとする。

- 2 建設工事の入札結果等の公表については、「建設工事の入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領」（平成27年4月3日付け26建政-2104建設部長通知）によるものとする。
- 3 建設コンサルタント業務等の入札結果等の公表については、「建設コンサルタント業務等の入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領」（平成27年4月10日付け技管-60建設部長通知）によるものとする。

第27関係

第1項及び第2項の見積内訳明細書の提出に係る取扱いについては、「入札時における見積内訳明細書の取扱要領」（平成27年3月2日建政-1900）によるものとする。

(平成12年5月 1日建管- 333 一部改正)
(平成13年8月20日建管- 929 一部改正)
(平成18年2月28日建管- 2346 一部改正 (平成18年3月20日から施行))
(平成19年3月29日建管- 2423 一部改正 (平成19年4月 1日から施行))
(平成19年4月25日建管- 333 一部改正 (平成19年5月 1日から施行))
(平成20年3月17日建管- 2461 一部改正 (平成20年4月 1日から施行))
(平成20年10月29日建管- 1861 一部改正 (平成20年11月 1日から施行))
(平成23年4月18日建管- 148 一部改正 (平成23年4月20日から施行))
(平成24年3月28日建管- 2349 一部改正 (平成24年4月1日から施行))
(平成27年3月25日建政- 2050 一部改正 (平成27年4月1日から施行))
(平成28年3月25日建政- 1733 一部改正 (平成28年4月1日から施行))
(令和7年12月25日建政- 1452 一部改正 (令和8年2月1日から施行))

(別紙)

(番 号)

平成 年 月 日

契約担当者 様

入札執行者

入札の取止め（延期）について（報告）

次の工事（業務）について、入札を取り止めた（延期した）ので、報告します。

- 1 工事（業務）名
- 2 工事（業務）番号
- 3 取止め（延期）の理由

(別紙)

(番 号)

平成 年 月 日

入札参加者 様

入札執行者

入札の取止め（延期）について（通知）

次の工事（業務）について、入札を取り止める（延期する）ので、通知します。
※なお、入札日が確定次第お知らせします。

（※は延期の場合）

- 1 工事（業務）名
- 2 工事（業務）番号
- 3 取止め（延期）の理由